令和７年国勢調査桶川市実施本部設置要綱

（令和７年４月１日市長決裁）

（設置）

第１条　令和７年国勢調査（以下「国勢調査」という。）に関する事務を円滑に処理するため、令和７年国勢調査桶川市実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　実施本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国勢調査を実施するための基本的な方針の決定に関すること。

(2) 庁内及び外部との調整に関すること。

(3) 情報の収集及び提供に関すること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、国勢調査に関し必要と認められる事務に関すること。

（構成）

第３条　実施本部は、本部長、副本部長、参与及び事務局をもって構成する。

２　本部長は、企画財政部長の職にある者をもって充てる。

３　副本部長は、企画財政部副部長の職にある者をもって充てる。

４　参与は、秘書室長、各部長（企画財政部長を除く。）、学校教育監、会計管理者及び議会事務局長の職にある者をもって充てる。

５　事務局の職員は、企画調整課の職員をもって充てる。

（職務）

第４条　本部長は、実施本部を統括する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　参与は、国勢調査の事務に関する審議に参画するとともに、事務の円滑な推進に協力する。

（分掌事務）

第５条　事務局の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国勢調査の計画、実施及び報告に関すること。

(2) 実施本部及び事務局の会議の連絡調整に関すること。

(3) 指導員及び調査員の選任に関すること。

(4) 指導員及び調査員の事務打合せ会に関すること。

(5) 指導員及び調査員の指導及び連絡調整に関すること。

(6) 調査用品の受領、保管、配布及び回収に関すること。

(7) 調査票その他関係書類の受領、審査、集計、整理及び提出に関すること。

(8) 国勢調査の予算及び経理に関すること。

(9) 調査員の報酬に関すること。

(10) 事故相談に関すること。

(11) 国勢調査の広報に関すること。

(12) 個人情報の保護に関すること。

(13) 国勢調査に係る意見、要望等に関すること。

(14) その他国勢調査の実施に関し、必要な事務に関すること。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、実施本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。